

令和7年度乳幼児期の家庭教育支援啓発資料・動画企画制作等業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度乳幼児期の家庭教育支援啓発資料・動画企画制作等業務

2 業務目的

県では、乳幼児期（0～5歳）の子供を持つ保護者に対して、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方や子供との関わり方で大切な視点などを伝えるため、家庭でよくある場面をテーマに取り上げた啓発資料や動画を、県ホームページや関係施設での紙面配布等により提供している。科学的根拠や効果をわかりやすく示して発信することにより、保護者の共感的理解や実践を促し、肯定的なメッセージを伝えることで、保護者の子育てに対する不安を軽減し、自信を持った子育ての一助となることを目的としている。

3 業務の重点ターゲット

乳幼児期（0～5歳）の子供を持つ子育て世代の保護者

4 委託業務内容

- (1) 「遊び 学び 育つひろしまっ子」推進プラン（第2期）に掲げる「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について、保護者の共感的理解を図る啓発資料（デジタルコンテンツ）6種類の制作（デザイン、レイアウト、コピーライティング、イラスト作成）
【啓発資料】0-2歳児保護者向け（3種類）、3-5歳児保護者向け（3種類）
- (2) ホームページ、SNS等での視聴を想定し、(1)で作成した啓発資料の動画（6種類）の制作
- (3) デジタルデータの提供
- (4) 啓発資料・啓発動画の閲覧率向上及びアンケート回収率向上のための取組【独自提案】

5 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

6 委託業務内容の詳細

(1) 企画・制作等業務

ア 規格

【啓発資料】（6種類共通）

- ・ PDFデータただしA4版（両面）・2つ折り（A5仕上げ）・カラー多色での印刷が可能なものとする。

【動画】

- ・ 啓発資料の各動画15秒程度6種類を作成する。
- ・ スマートフォン及びPCからの視聴に適した動画データ（MP4形式）とする。
- ・ YouTube及びSNSでの広報にそれぞれ適した比率（タテ型）とし、解像度はハイビジョン以上とする。

イ 納品時期

【啓発資料】

- 1回目：令和7年9月の指定した日（0-2歳児保護者向け1種類、3-5歳児保護者向け1種類）
- 2回目：令和7年11月の指定した日（0-2歳児保護者向け1種類、3-5歳児保護者向け1種類）
- 3回目：令和8年1月の指定した日（0-2歳児保護者向け1種類、3-5歳児保護者向け1種類）

【動画】

それぞれ啓発資料を納品した日の1か月後の納品とする。

ウ その他

【啓発資料】

- ・ 県が指示する構成内容について、保護者の共感的な理解や実践してみようという意欲を引き出すよう、分かりやすく親しみやすい啓発資料を企画・作成すること。
- ・ 保護者の視点で、読んでみたいと思うようなデザイン構成とすること。
- ・ イラストレーターは県が指定する（謝金 1 カット 5,000 円で 45 カット程度（啓発資料 6 種類合計）を想定）。
- ・ コラム等を執筆する専門家は県が指定する（謝金 1 コラム 5,950 円で 6 コラム（啓発資料 6 種類合計）を想定）。
- ・ 教育的内容を監修する専門家は県が指定する（謝金 1 時間 5,950 円で 9 時間（啓発資料 6 種類合計）を想定）。

【動画】

- ・ 動画の加工・編集、ナレーション、音楽・音楽効果、スーパー・テロップ等の挿入等の編集作業を行うこと。企画に関する詳細は、別紙「企画提案公募用参考資料」を参照すること。

(2) デジタルデータの提供

(1)で作成した啓発資料について、全体及び各ページの PDF データとロゴ、イラスト、表等の画像データ (JPEG 又は PNG) を提供すること。

(3) 啓発資料・動画の閲覧率向上及びアンケート回収率向上のための取組【独自提案】

- ・ 県ホームページへの掲載による情報提供を主に想定している啓発資料・動画について、子育てに関心がある親、そうでない親にかかわらず、全ての保護者に届けられるよう、子育ての関心度や生活スタイルに対応した効果的なアプローチ策を提案すること。また、広報計画の中でイベント等の活用を提案する場合は、実施できなかった場合の代替案も提案すること。
- ・ 上記のアプローチ策において、必ず WEB 広告を活用した提案を含むこと。その際、ターゲティング案、実施期間及び広告シミュレーション（媒体、クリック数、クリック率、クリック単価）等を提案すること。
- ・ 啓発資料等の効果を測定し、翌年度以降の施策に反映させるために県ホームページでオンラインアンケートを年 3 回実施する。アンケート回収率向上（各回、目標 1,000 件以上、最低限 383 件以上回収。）のために実施する取組を提案すること。

(4) その他

ア デザイン、イラストレーター、専門家及びナレーターへの依頼、データの作成、編集、校正に係る一切の費用は受託者負担とする。

イ 企画・制作に当たっては、あらかじめ作業工程表を提出すること。

ウ 啓発資料については原則、ラフ案・3 回の校正・制作者内部校正・色校正を行うこと。また、動画についても完成までに県による内容確認及び校正の指示の機会を複数回設けること。

エ 各回の委託業務が完了したときは、その都度速やかに、別紙様式「委託業務報告書」を提出すること。なお、3 回目の委託業務が完了したときには、独自提案（啓発資料・動画の閲覧率向上及びアンケート回収率向上のための取組）に係る報告書（任意書式）をあわせて提出すること。その際、WEB 広告によるクリック数、クリック率、クリック単価等に関する結果分析を報告書に含むこと。

7 支払いについて

支払いについては、次のとおりとする。

1 回目	1 回目（9 月啓発資料及びその動画作成分）に要する金額
2 回目	2 回目（11 月啓発資料及びその動画作成分）に要する金額
3 回目	3 回目（1 月啓発資料、その動画作成分及び支払い残額）に要する金額

8 留意事項

- (1) 企画会議（掲載内容の事前協議）に、担当者を出席させること。
- (2) 上記に限らず、臨時的・突発的に打合せをする必要が生じた場合には、広島県の求めに即時対応すること。

- (3) 受託者（イラストレーターを含む。）が作成したデザイン及びイラストを含む本業務の全ての成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は広島県に帰属するものとし、受託者（イラストレーターを含む。）は、本件成果物の利用について著作者人格権を行使しない。

また、広島県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。

- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- (5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

- (6) 広告について、以下のことに留意すること。

ア ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。

イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

ウ その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

- (7) その他、本仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。

(別紙様式)

令和7年度乳幼児期の家庭教育支援啓発資料動画企画制作等業務に係る委託業務報告書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

(受託者)

1 回次

- 1 回目（9 月啓発資料及びその動画作成分）
- 2 回目（11 月啓発資料及びその動画作成分）
- 3 回目（1 月啓発資料、その動画作成分及び支払い残額）

2 委託業務の実績

業 務 内 容	完 了 年 月 日	備 考
啓 発 資 料 作 成 動 画 作 成 広 報	令 和 年 月 日	

※不用の文字は消すこと